

平成 22 年度総合セキュリティ対策会議（第 1 回）

平成 22 年 10 月 4 日

発言要旨

1 . 開会

2 . 生活安全局長挨拶

前田委員長を始め、各委員の皆様方には何かと御多忙のところを御参加いただき、誠にありがとうございます。この会議の設置は、平成 13 年であり、本年度で節目の 10 年目になります。この経緯を改めて振り返ってみますと、平成 13 年の 5 月に、東京で G8 ハイテク犯罪対策・官民合同ハイレベル会合、いわゆる東京会合が開催され、その会議において、産業界と法執行機関とが連携をして、対策の在り方について議論することが極めて重要である旨確認されたとのことでございます。本会議はそうした状況を受け、関係事業者や有識者の代表による議論の場として設けられ、その後、会議によってとりまとめられた提言は、インターネット・ホットラインセンターの設立や、児童ポルノ流通防止協議会の設置といった形で、大変大きな成果に結びついてきたところです。改めて敬意と謝意を表させていただく次第です。

また、いまやサイバー空間が国民の日常生活や社会活動に深く浸透しているところで、匿名性が極めて強いということもあり、何をしてもいい自由な空間といった風潮が依然として根強くあるように思われます。しばしば通常の常識や良識が、この世界では薄らいでいるのではないか。あるいは恥ずかしいといった感覚や、慎みが失われているようにも感じられることがあるわけです。そして、そういった実態にいわば社会全体が慣れてしまっているようにも思われます。また、そういった状況が、犯罪をもくろむ者たちに、跳梁跋扈を許しているのではないかと考えられ、このサイバー空間にあっても、現実世界と同じく健全な常識と良識がしっかりと存在していなければならないということが、我々の共通認識であろうかと存ずる次第です。いずれにしても、本年度の会議では、安全・安心で責任あるサイバー市民社会の実現を目指して 3 つのテーマについて御検討をいただければ幸いです。委員の皆様方にはそれぞれの分野における御経験、御見識を踏まえられ、活発な御議論をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

3 . 委員紹介

【委員長挨拶】

昨年度に引き続きまして委員長を仰せつかりました前田です。今局長から

お話ありましたように、この会はいろいろな会の中でも非常に実践性のある委員会ということで、もちろんいろんな問題があり、また御不満の委員が全くなかったということではないと思いますけれども、非常に優れた成果も挙げてきたことは間違いなく、自分が申し上げるのも変ですが、具体的にインターネット・ホットラインセンターを始めとして、社会にとって非常に重要なシステムを構築できた面もあったかと思えます。今年は今までの総合セキュリティ対策会議と比べ、分科会を3つに分けるということで、それだけ課題が増えてきている、また期待が大きいということの表れだと思っております。委員の先生方、大変お忙しい中誠に恐縮ですが、積極的に御参加いただき、これまでの委員会以上に、社会に対して貢献できるような成果を出して参りたいと思っておりますので、何とぞ御協力のほどお願い申し上げます。

【事務局による委員紹介の後、新たに就任した委員による自己紹介】

4．児童ポルノ流通防止対策に関する取組み状況について

【事務局から、政府及び児童ポルノ流通防止協議会における児童ポルノ流通防止対策の取組み状況について説明】

5．違法情報対策に関する取組み状況について

【事務局から、警察における違法情報捜査の新しい取組みとなる全国協働捜査方式の試行状況について説明】

6．平成22年度総合セキュリティ対策会議の開催趣旨について

事務局：サイバー空間は、いまや国民の日常生活の場となっている一方で、その匿名性から犯罪者にとっても魅力的な場になりつつあり、手軽な金儲けの手段として高度な技術的知識を持たない者による犯罪が目立つほか、犯行加担者の募集、薬物や架空名義の口座、携帯電話を売買する場としても利用されており、犯罪の多発する新たな領域となりつつあります。今回の総合セキュリティ対策会議の目的は、現状では規範意識の低下が見られるサイバー空間において、安全・安心で責任あるサイバー市民社会を実現することにあります。これを実現するために、対策が必要となる「不正アクセス対策」、「違法有害情報対策」、「サイバーボランティア育成」という3つのテーマを中心に具体的な御検討を賜りたいと考えています。

7．分科会のテーマについて

不正アクセス対策分科会

事務局：不正アクセス対策分科会は、不正アクセス禁止法が法施行後10年を

過ぎたことを契機に、官民が一体となって同法の運用上の問題点について検討をした上で、両者が連携した効果的な対策を講じることにより、問題点を克服してサイバー空間の安全・安心の確保を図ることを目的としています。そこで、現在明らかになってきている捜査上の問題点、セキュリティ対策上の問題点を踏まえ、多様化する不正アクセス事犯に対応するために必要な方策、匿名化工作等の捜査上の問題点を解決するための方策、アクセス管理者による防御措置の向上方策等について御議論をお願い致します。

また、別途不正アクセスに係る実態把握を目的として、捜査上の問題点を把握するための都道府県警察に対するヒアリングと情報セキュリティ対策の状況を把握するための民間事業者に対するヒアリングを予定しており、この結果については次回会議を目処に御報告させていただきます。

これは、平成 13 年の公布後に事件が増加している状況を踏まえて、その対策を講じなきゃいけないということでしょうか。また、それとヒアリングをして問題点を掘り起こしていくということとの関係は、数字としては問題はあるけれどもより具体的な論点を探していこうということでしょうか。

事務局：はい、そのとおりでございます。

違法有害情報対策分科会

事務局：違法有害情報対策分科会の検討テーマについてですが、削除依頼に応じないサイトやインターネットトラブルの増加が目立つ中、インターネット上に氾濫する違法有害情報の削除が適宜的確に行われる仕組みを構築し、インターネット空間の環境浄化を図ることを目的としています。この目的に向け、1 つ目に、事業者等とインターネット・ホットラインセンターが連携した違法有害情報対策の在り方、2 つ目に、サイトに掲載された違法有害情報に関して連絡を受け付ける体制を整備させる仕組みの在り方、3 つ目に、増加しているインターネットに関する相談トラブルを迅速に解決できる仕組みの在り方について検討いただきたいと思います。

ホットラインセンターを運営してきた経験から言えば、ここでいう事業者等の多くは、1 人か 2 人か、秋葉原事件の舞台になった掲示板事業者でも 12、3 人くらいで運営されている。体制が不十分な中で、皆さんそれなりにまじめに対応しようとされているように思います。そういう方々たちとうまく連携することで、情報交換がうまくいって、話がポジティブに回るといいと思っております。

こういった取組みは非常に有意義なことで、弊社としても健全なインターネット環境のためにいろいろ御協力させていただきたいと思っています。ただ、議論の進め方について、官民連携でどうやってより良い体制を構築して

いくつかという話であり、必ずしも全事業者がここに来ているわけではなく、ここに来ている全事業者の合意が得られるわけでもないので、そういった意味で何かの結論を出すにしても、これは1つのモデルであって、何かしらの強制を受けるわけではないという点を確認したいと思います。あくまで、規範意識を育てていこうという努力の一環であるということかと思いますが。

事務局：御指摘のとおりであり、ここでの報告書がそのまま事業者の皆様方の取組みになっていくという性質のものではないのは確かです。これまでの御議論では、こちらでの議論の動向も考慮していただき、関係する事業者団体の方が、事業者の方々での検討を始めていただいて、それを契機として、現実的に対策を実現していただくという段取りになっているということ念頭に置かせていただいております。

削除に応じないサイトについてですが、削除がされてない理由というのは御存知なのでしょうか。連絡が取れているのにも関わらず、なぜ先方が削除の要請依頼を聞いてくれないのかという理由がありましたら教えていただきたいのですが。

事務局：削除要請に応じていない原因についてですが、削除要請の受け入れ先に対して削除依頼をしていますが、実際としては削除に応じないサイトの反応が確認できておらず、削除要請すべきものが正確に伝わっているかどうかについては現時点ではっきりしておりません。

削除要請に応じないサイトというのは、ありとあらゆる削除要請に応じていないのか、それとも例えば20000件の要請があったけれども1000件のみ応じてないのか、それによって全くサイトの対応が違ふと思います。そういった意味で、もし例えば削除要請がたくさんあるけれども、管理者が判断をしてこれは確かに違法だから削除した、これはそうでないと思うから残したというようなことなのか。特に違法と有害で差があるのか。そのあたりを教えてくださいたいと思います。

事務局：全く応答がないというものもあれば、若干応じられるけども追いついてないという可能性もあるものも見られます。ただいづれにしても、推測の域を出ないところですので、今後の対策として考えていきたいと思っています。

紛争・相談解決窓口機能の研究について、違法有害情報の取扱いの仕組み上、現在何が不足しているのか、という仮定の下に紛争解決機能を研究したいということになったのか。その辺を教えてくださいたいと思います。

事務局：違法有害情報や様々なトラブルについては、基本的には警察が活動をする以前に、当事者間で解決がつけばより良いと考えています。紛争・相談解決窓口機能の研究については、当事者間での解決方策、解決の手段と

というのは現状ではどうなっているのかという問題意識で挙げています。

サイバーボランティア育成分科会

事務局：サイバーボランティア育成分科会につきましては、治安悪化・規範意識の低下が見られるサイバー空間において、既存の活動団体と連携しながらサイバー空間の安全・安心に取り組むサイバーボランティアの育成と活動の支援を目的としています。そのための検討テーマとして、1 つ目に、サイバーボランティアの意義、活動の在り方、2 つ目に、サイバーボランティアの活動例の具体的検討、3 つ目に、サイバーボランティアの育成、支援方策等について御議論いただきます。

これは規範意識向上のための PR キャンペーンをやっていこうという話なのか、それともその通報機能を促していこうという話なのか、どのようなことを想定しているのでしょうか。あとサイバーボランティアが利用者に対して特別なアクセス権限を求められるといったことも想定しているのでしょうか。

事務局：最初の点につきましては、ある意味両方を念頭に置かしていただいています。ただテーマはボランティア活動でございますので、先に固い枠組みをつけるのもふさわしくないのかと思いますので、他にありうる活動も含めて、御議論いただければと思っております。最後に御指摘の点については、今の段階で念頭においているわけではございません。現に活動していらっしゃる方々の現状をお伺いした上で、何ができるかできないかということなのかと理解しています。

この違法有害情報分科会とサイバーボランティア育成分科会のいわば役割分担ですが、誹謗中傷等の情報を勝手に書き込むことを防ぐにはどうしたらよいかというのはサイバーボランティア育成のほうでいろんな意味の雰囲気醸成し、ユーザーがそういったことをしないように仕向けていく。そのための育成方法その他について考え、また通報までもやるかもしれない。しかし実際にそういった情報があると分かった時に、通報を誰が受けるのか。もし仮にインターネット・ホットラインセンターが受けたとしても後処置をどうするかというのは、違法有害情報分科会の方で検討するという理解でよろしいでしょうか。

事務局：御指摘のとおりであります。

全然違う観点ですが、IT戦略本部に関連して、国民IDの話が2013年末ということが出ていて、その行程表を見ますと2010年度からいろいろ下構想を作るといっております。この国民IDについて、分科会の中で今後どういう形にしてもらったほうがいいのかとか、どう管理していくかということに

については、議論していただいたほうがよろしいんじゃないかと思います。

分科会のご説明の中で、やはり違法有害関係は先ほどから出ておりますけれども、紛争・相談解決窓口機能の研究がはっきりしないなと考えています。元々この違法有害の分科会は、インターネット・ホットラインセンターと事業者間の連携というのが中心テーマということで出てきたのかなと考えているんですが、その観点からするとこの窓口機能の研究はやはり理解ができないところですよ。ぜひ次回あたりに、具体的にどういうイメージをお持ちなのかお示しいただいた上で議論を進める必要があるかと考えております。

この点については、現にこれだけ紛争が増えてきていて、これをそのままほうっておくわけにもいかないというところで、その対策を具体的にどう作りこんでいくかということかと思っております。もう少し枠組みを示して欲しいというご指摘がありましたので、次回の分科会までに整理いただければと思います。

8．分科会開催の承認

【不正アクセス対策、違法有害情報対策、サイバーボランティア育成の各分科会の設置について承認】

以上